

広報なめがわ有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川町有料広告掲載取扱要綱（平成20年告示第123号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する「広報なめがわ」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙と最終ページを除く各ページの下一段の町長が定める位置とする。

2 町は、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合には、新たに広告枠を設置することができる。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下一段（横180ミリメートル、縦45ミリメートル）
- (2) 下一段の2分の1（横90ミリメートル、縦45ミリメートル）

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第4条 1回当たりの広告掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、1回の申込みにつき掲載決定した回数が連続6回以上の場合には掲載料の1回分を、12回の場合は3回分を減額する。

- (1) 下一段 15,000円
- (2) 下一段の2分の1 7,500円

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広告の掲載位置に空きがある場合においては随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広報紙に広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、広報なめがわ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする原稿を添付して、別に定める申込期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の掲載しようとする原稿は、紙又は電子記憶媒体によるものとする。

る。なお、電子データの提供の求めがあったときは、その提供に努めるものとする。

(掲載の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、広報なめがわ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広報なめがわ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、町の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告を掲載する広報の作成年度が異なる場合は、広告を掲載する広報の作成年度ごとの掲載月数に応じて広告掲載料を^{あん}按分し、年度ごとに支払うものとする。ただし、^{あん}按分した広告掲載料に1,000円未満の端数が生じた場合は、先に支払う広告掲載料に合算して支払うものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。その場合は、広報なめがわ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消されたものは、取消しに伴う損害の賠償を町に請求することができない。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、広告掲載月の前月15日までに、広報なめがわ広告掲載取下申出書(様式第5号)により、町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、広告主の申出の内容を審査の上、その適否を決定し、広報なめがわ広告掲載取下決定通知書

(様式第6号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 町長は、広告主が一度納入した広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつたときは、この限りではない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。